

県発注工事を受注された皆様へ

元請下請関係の適正化に向けて

平成30年8月 福島県総務部入札監理課



◇福島県元請・下請関係適正化指導要綱について

「建設業法」や「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」など関係法令の規定を基本として、『福島県元請・下請関係適正化指導要綱』を定め、元請及び下請が講ずべき措置について必要な事項（一括下請の禁止、適正な下請契約の締結、工事現場に配置する技術者等）を規定しています。

福島県発注工事を受注した建設業者（以下「受注者」という。）は本要綱の規定を遵守するとともに、下請の建設業者に対して適切な指導を行い、適正な体制で工事を施工してください。

※本要綱は、福島県入札監理課のホームページでご確認ください。

福島県 元下要綱

検索

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-6.html>

◇社会保険加入対策について

建設業者の社会保険加入促進のため、受注者の皆様におかれましては以下について遵守・徹底をするとともに、下請の建設業者に対して指導するようお願いします。

- ☆ 元請^{※1}は、下請^{※2}に社会保険加入者を選定すること。
- ☆ 元請・下請とも、下請契約（変更含む）にあたっては、あらかじめ見積書・契約書を取り交わすとともに、見積書に法定福利費を明示することを改めて徹底すること。
- ☆ 施工体制台帳には、各下請契約ごとに契約金額及び法定福利費の額を記載すること。
- ☆ 受注者は、契約（変更含む）にあたり、県に対して法定福利費の額（下請分含む）を明示した請負代金内訳書を提出すること。

※1 「元請」とは、受注者はもちろん、工事が数次の下請契約に行われる場合は、それに続く全ての下請契約における注文者をいいます。

※2 「下請」とは、下請契約における請負人をいい、受注者から工事の一部を請け負った者（一次下請）はもちろん、それに続く全ての下請契約における請負人をいいます。

施工体制台帳

参考様式第3号の2（施工体制台帳）

《下請負人に関する事項》

会社名		代表者名		
住所 電話番号	(TEL. - -)			
工事番号	第 号	下請契約金額 (うち法定福利費の額)	円 (円)	
工事名称 及 工事内容				
工期	自 年 月 日	至 年 月 日	契約日 年 月 日	
建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日	
	工事業	大匠 特定 知事 一般 第 号	年 月 日	
	工事業	大匠 特定 知事 一般 第 号	年 月 日	
健康保険等の 有無	保険加入の 有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入 未加入	加入 未加入	加入 未加入

Check!
下請契約金額に含まれる法定福利費を必ず記載して下さい

◇下請契約等における県内業者の優先活用について

県発注工事において、下請契約をする場合極力県内業者を選定すること、工事用資材の調達も極力県内の取扱業者から購入すること等を土木工事共通仕様書で規定しておりますので、受注者の皆様におかれましては、下請業者選定等において極力県内業者を活用するようお願いします。

【参考】『共通仕様書 土木工事編Ⅰ（土木工事共通仕様書）』 ※関係箇所抜粋

1-1-4 地産地消

1. 受注者は、下請負契約を締結する場合は、極力当該契約の相手方を県内に主たる営業所(本店)を有する者(県内業者)の中から選定すること。
2. 受注者は、工事用資材において規格・品質が条件を満足するものについては、県内産品を優先使用すること。
3. 受注者は、工事用資材の調達については、極力県内の取扱業者から購入すること。
4. 受注者は、施工計画書の主要材料の項目に、各工事用資材の産地と購入先を明示すること。